

半田市立博物館専門員設置要綱

(設 置)

第1条 半田市立博物館条例（昭和59年半田市条例第13号。以下「条例」という。）第4条第2号及び第6号に定める事業を行うため、条例第5条に基づき、半田市立博物館専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(委 嘱)

第2条 専門員は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の専門知識及び経験を有する者から半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(定 数)

第3条 専門員の定員は、若干名とする。

(任 期)

第4条 専門員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日に属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(業 務)

第5条 専門員が行う業務に関する必要事項は、教育委員会が別に定める。

(報 償)

第6条 専門員の業務に対する謝金は、予算の範囲内で市長が支払う。

(庶 務)

第7条 専門員に関する庶務は、半田市立博物館において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。